

# はばたき

## ～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～

Vol.2



### はじめに

長野県・長野県教育委員会では、「不登校は問題行動ではない」ことを改めて関係者の間で確認・共有し、不登校児童生徒に向き合う大人（家庭、学校、地域、民間施設など）が共通認識を持ちながら支援のさらなる充実を図っていくためのガイドとして、「はばたき～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～」（vol.1）を作成しました。

全ての子どもたちが「自分らしく学び、自分らしく生きる」ことができるよう、大人が共働して多様な学びの機会を保障し、個に応じた学びを実現していく必要があります。

このたび、不登校児童生徒の多様な学びのあり方に焦点をあて、支援者同士の情報共有や連携をさらに推進していくために、「はばたき～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～」（Vol.2）を作成しました。

本サポートガイドを活用して、子どもの学びの現在地について、児童生徒や保護者とコミュニケーションをとることで、子どもの学習意欲に応えたり、社会的自立に向けた多様な学びの支援が充実していくことを願っています。

- |   |                |                          |      |
|---|----------------|--------------------------|------|
| 1 | 学校外での学びの現状     | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | p 1  |
| 2 | 学習評価のしくみ       | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | p 3  |
| 3 | 多様な学びに対する支援と評価 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | p 4  |
| 4 | 支援情報等          | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | p 10 |



しあわせ信州

**長野県・長野県教育委員会**

# 1 学校外での学びの現状

## 出席扱いの判断や評価をする際の基本的な考え方

「学校外での学習活動等について、出席扱いの判断をしたり学習等の成果を評価に反映したりする際には、校長は、不登校児童生徒の多様な学びを肯定的にとらえていくことを前提に判断していくことを第一義と考え、個々の児童生徒の状況に応じた判断を柔軟に行っていくことが必要です」「はばたき」(Vol.1)より

### (1) 当事者の声

#### <自宅等で過ごす生徒>



・卒業した小学校に週に1回行って、先生のお手伝いをする活動（職場体験学習）をしています。先生や小学生に喜んでもらえることがとてもうれしいです。

#### <保護者>



・体験活動やフリースクールに通っていた日が「出席」として認められるようになりました。通知表やメッセージカードなどを通じた先生方の励ましの言葉がとてもうれしいです。子どもにとっても大切なエネルギーとなっています。

#### <民間施設関係者>



・学校の先生方にも活動を理解していただき、こまめに情報共有しながら評価につなげていくことができないか検討を進めています。学校とフリースクールがスクラムを組んで、子どもの個々の学びを支えていく取り組みを進めています。

#### <学校>



・保護者と丁寧なコミュニケーションをとることで信頼関係を築き、学校外の学びも提案しています。フリースクールでの活動の様子をよく話してくれますし、学校に登校してきたときには、以前とは見違えるほど自信をもって活動しています。

### (2) 学校外での学習における出席扱いの状況

#### ①利用した民間施設数と出席扱い数

	利用者数	出席扱い(人割合)
R2	255	122 (47.8%)
R3	300	169 (56.3%)

(注) 民間施設とは、不登校児童生徒を受け入れることを主な目的とする団体・施設のこと。指導者等がいる施設であり、児童生徒だけの居場所や学習のみを目的とした塾、習い事の教室等は含まない。また市町村福祉部局が運営する施設は含まない。

(注) 数値：長野県調査「不登校児童生徒等の民間施設等利用状況」より

#### ②自宅における ICT 等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

	小学生(人)	中学生(人)
R2	10	43
R3	※入力後日	

(注) 「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省通知)に基づき指導要録上出席扱いとした児童生徒数の実人数。

(注) 数値：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

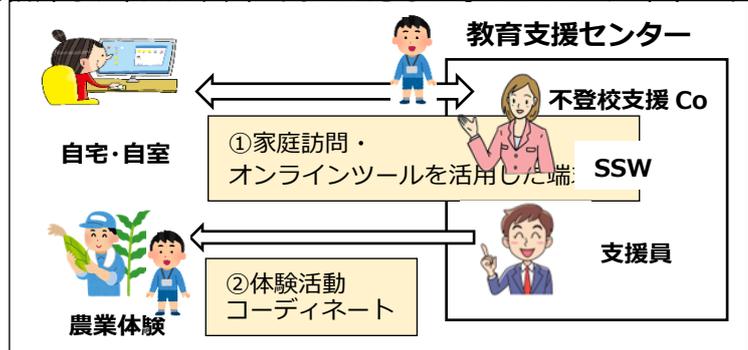
上記①②における出席扱いの人数が増加しています。学校外での学びを出席扱いにするなど、個々の児童生徒の状況に応じた判断を柔軟に行っていくことで、自己肯定感が高まり、社会的自立に向けた次の一歩につながることもあります。支援者は、子どもや保護者等の想いや願いに真摯に向き合いながら、丁寧なコミュニケーションをとっていくことが求められています。

### (3) 市町村における多様な学びの仕組みづくり

#### 取組1 教育支援センターを中核にしたコーディネート機能の充実

- ①不登校支援コーディネーター（Co）とSSWが連携しながら家庭訪問等を行い、関係づくりを推進。
- ②教育支援センターの支援メニューを紹介し、本人の興味・関心に応じた学びをコーディネート。

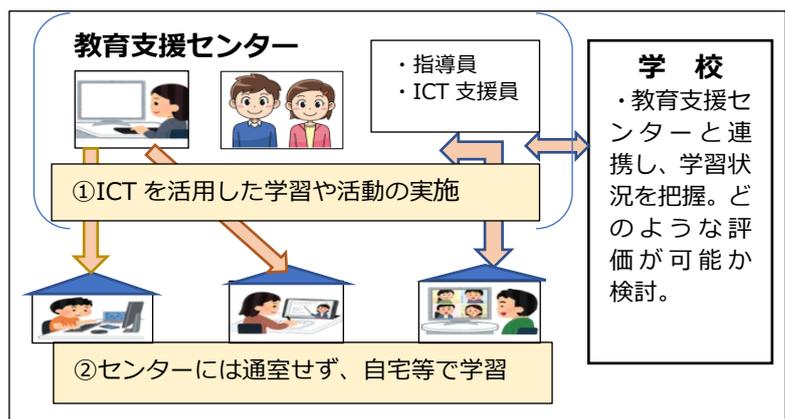
- ㊦興味・関心を持った体験活動に参加することで、人間関係づくりの経験を積み重ねていくことにつながります。
- ㊦Coの丁寧なコーディネートにより、個に応じた支援が可能となります。



#### 取組2 教育支援センターから自宅へのアウトリーチ支援の拡充

- ①教育支援センターの指導員は、児童生徒と丁寧なコミュニケーションをとりながら、自宅学習など自分の学習ペースに合った学びを提案。
- ②自宅と教育支援センターをICTで結び、遠隔会議システムを利用した通室生への支援、インターネット教材、クラウド型学習支援ソフトの活用を提案。センター指導員がICT支援員と協力して、個別に学習をサポート。

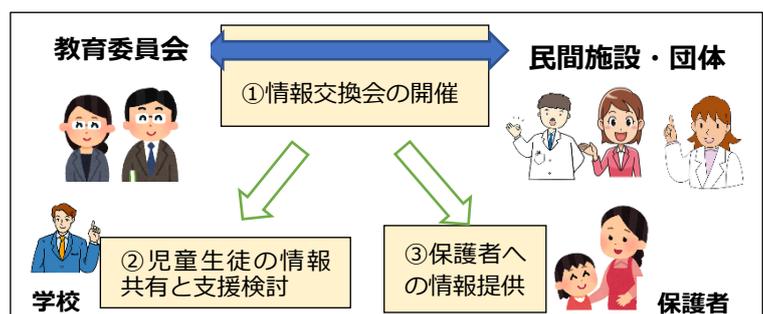
- ㊦ICTを利用しながら、個に応じた学びを実施しています。
- ㊦ICTを通じた学習履歴から、学習状況の把握を行うことで、評価活動につなげていくことができます。



#### 取組3 教育委員会・学校と民間施設等による情報交換会の開催

- ①子どもが通室している民間施設・団体との情報交換会を定期的で開催し、支援ネットワークを構築しながら今後の学びのあり方について協議。
- ②学校以外の子どもの居場所をまとめた一覧表を作成し学校へ配布。支援会議等で紹介したりホームページに公開することで、保護者に多様な居場所の情報（施設・団体ごとの方針、特徴、対象者、費用等）を提供している。

- ㊦教育委員会・学校と民間施設・団体による情報交換会は、児童生徒の情報や行政等への要望を共有する貴重な場となっている。

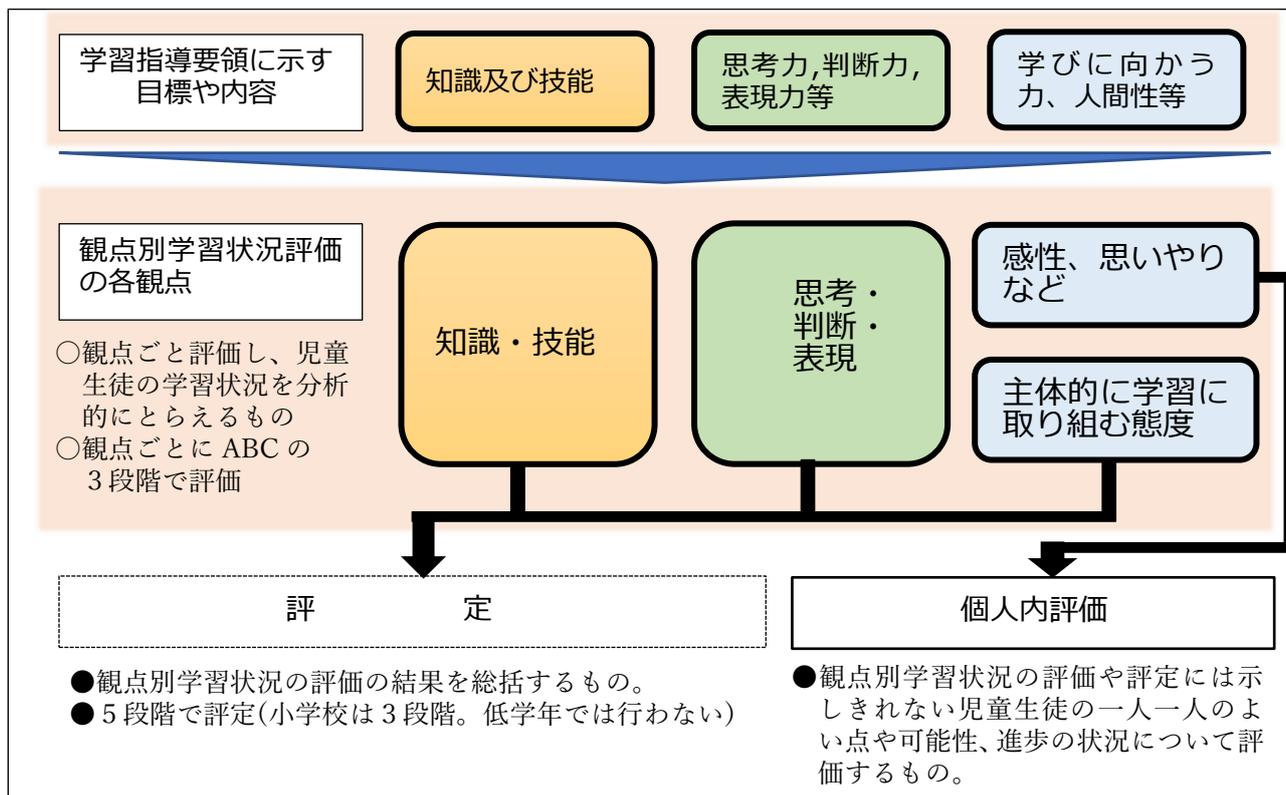


## 2 学習評価のしくみ

学習評価の基本的な考え方：児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、また児童生徒の学習意欲に応え社会的自立を支援していく上でも、子どもの学びの姿に向き合い、その過程を見取り評価していくことは重要です。

(以下、文部科学省・教育政策研究所教育課程研究センター「学習評価の在り方ハンドブック」より一部抜粋)

### (1) 各教科における評価の基本構造



### (2) 具体的な評価方法



「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」はどのように評価しているの？

#### ① 「知識・技能」の評価

ペーパーテストの結果や児童生徒が文章により説明するなど、各教科等の内容の特質に応じて実際に知識や技能を用いる場面を設けるなどして、評価しています。

#### ② 「思考・判断・表現」の評価

ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなどして、評価しています。

#### ③ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価

教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を用いています。

各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮し、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行っています。



ペーパーテストだけではなく、学びの姿を色々な視点で見ているんだね！

### 3 多様な学びに対する支援と評価

不登校児童生徒の「多様な学び」を適切に評価していく仕組みを整えていきます

#### (1) 多様な学びに対する支援と評価に関する Q&A

**Q1 学校は、何のために学習評価をするのですか。不登校児童生徒にとっても評価は必要なことですか。**

A1 学習評価とは、教育活動に関して、児童生徒の学びの姿を見取り、学習状況などを適切に評価していくことを指します。

各学校の教育課程に基づきながら、児童生徒にどのような資質・能力が身についたのかという観点で学習成果を捉えること、そして、児童生徒の学習状況をフィードバックし、授業改善や教育課程の全体の見直しに生かしていくことは、学校にとってもとても大切な取り組みです。そのため、各学校では評価計画を定めながら学習評価を行っています。

児童生徒が授業に出られない状況であっても、学習成果を適切に把握できれば学習評価につなげていくことができます。なお、学習評価は、目的ではなく、児童生徒自身が自らの学びを振り返り、次の学習に向かっていくための手段ですので、学習評価が必要かどうかは、学習評価をすることが学びの意欲や自己肯定感・自己効力感などの高まりにつながるかといった子どもの視点からも検討していくことが重要です。

**Q2 学校以外の場所で、学校の定期テストを受けることはできますか。**

A2 できます。学校のテストは、その学校の教育課程の一部として実施されるものですが、学校以外の場所で受ける場合は、支援者同士で手順や体制等を丁寧に打ち合わせておく必要があります。

**Q3 不登校児童生徒が、教室で授業を受けることができなくても、さまざまな方法で授業を聴講、補完している場合、学習評価を行うことはできますか。**

A3 学習成果を適切に把握できれば、学習評価をすることは可能です。

**Q4 学校外での多様な活動について、学習評価を行うことはできますか。**

A4 学校外の活動でも、その活動を実施する主体（民間施設等）から必要な情報や資料を得て、校長が学校内の学習と同等のものとして読み替えられると判断した場合や、個別の指導計画に関連付けて教育課程に位置付けられると判断した場合は、学習評価のための資料とすることができます。この場合、単元や題材のまとまりごとに、観点別学習状況の評価を行っていくことになります。学校以外での活動が総合的な学習や道徳、特別活動などに読み替えられる場合は、文章等による評価となります。

## (2) 県内の実践事例の紹介

### 事例1 オンラインでの自宅に対する学校と評価



「学びたい」という思いにどのように応えていけるのか？

- ①「授業を見たい」という子どもの思いを聞いて、担任は教室の授業の様子をオンライン配信。一人一台端末を活用して自宅で授業を視聴。
- ②クラウド上の共有ファイルに自分の考えを書き込み、教室内の子どもと意見交流する場面も出てきた。

㊦子どもの思いに寄り添い授業の様子をオンライン配信することで、子どもが自分のペースで学習に取り組める機会を提供

㊦クラウド上でのやり取りを通じて、授業に参加できたことが次の学びに向かっていく姿勢につながった

ポンチ絵

#### 本事例のポイント

- 共有ファイルへの書き込みを活用して、観点別学習状況の評価を行っていく取り組みを推進している。

### 事例2 フリースクールにおける学びに対する支援と評価



学校外での活動をどのように評価していけるのか？

- ①子どもの思いに寄り添い、フリースクールへの通所と学校への登校の組み合わせを実現。本人、保護者、フリースクール、学校で情報共有しながら、興味・関心に応じた様々な活動（焚火の燃焼温度、ピザづくりレシピの書き方等）を実施。
- ②フリースクールでの活動の様子を学校に定期的に送ったり、共通ファイルをクラウド上でやりとりすることで活動内容を把握。
- ③学校はフリースクールの支援員等と情報共有しながら、フリースクールでの定期テストの実施を認めている。

㊦学校での学びとフリースクールでの学びを適切に組み合わせることで、子どもの興味・関心に応じた多様な学びの機会を保障していく。

ポンチ絵

#### 本事例のポイント

- フリースクールでの活動が当該学年での学習内容と異なる場合、現時点では観点別学習状況の評価は困難であるが、通知表における「総合所見」の欄等においてフリースクールでの姿や活動の様子などを文書で記述することができる。
- 学校外で受験したテストの結果も、観点別学習状況の評価に反映することができる。

### 事例3 民間施設での学びに対する支援と評価



「評定をつけてほしい」という要望にどのように応えていけるのか？

- ①教科担任は学習評価の3観点（「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」）に沿った「学習カード」を作成。民間施設での学習においても、「学習カード」の活用が可能か、支援者と検討を進めていった。
- ②生徒は、民間施設でオンライン教材や学習カードを使用した学習に取り組んだ。
- ③教科担任と支援者で連絡を取り合い、作品づくり等の途中経過等も情報交換していった。

㊦ 学校が支援者と評価方法について情報共有することで、学校外での活動を学習評価につなげていくことができる。

ポンチ絵

「学習カード」の例

#### 本事例のポイント

- 「評定をつけてほしい」という保護者からの要望に対して、学校は、保護者に評定不能（「\*」アスタリスク）または「/」（スラッシュ）が受験等で必ずしも不利になるわけではないことを丁寧に説明する一方で、どのような学びや活動を評価の材料として蓄積していくことができるか検討。
- 学校は、フリースクールから提供された学習状況、「学習カード」、作品等をもとに、観点別学習状況評価を実施。観点別学習状況の評価を総括することで、教科ごとの評定をつけることができる。

## 事例 4 「校内フリースクール」に対する支援と評価



教室で授業を受けていない場合、どのように評価していけるのか？

- ①校内中間教室や相談室とは別に、学級復帰を前提としない「校内フリースクール」を設置し、教科の授業を持たず支援に専念できる担当職員 1 名を配置。
- ②学校長は、校長講話や PTA 総会等の場で「校内フリースクール」について紹介し、生徒や保護者に理解を求めた。
- ③各教室に WEB カメラを設置し、遠隔での授業参加も可能としたり、担当教師は教科担任と連絡を取り合い、授業で使用する学習カード等を手配。
- ④「教室らしくない雰囲気」を大切にして、通常の教室にはないソファ、じゅうたん、パーテーション、卓球台にもなる大型テーブルなど設置し、「心のバリアフリー」を図った。他の生徒と顔を合わせなくても登校できるように教室への動線等を配慮し、安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進。
- ⑤生徒自身が「自分で学習に取り組む」「オンラインで授業に参加する」「自分の好きな活動をする」を決定し、担当教師は伴走者としてそのサポートを行う。

㊦ 安心できる環境の中で、興味・関心に応じた学習や自己決定に基づく活動を支えていく。

㊦ 様々な活動を通じて自然と他者とのコミュニケーションも生まれてくる。

ボンチ絵

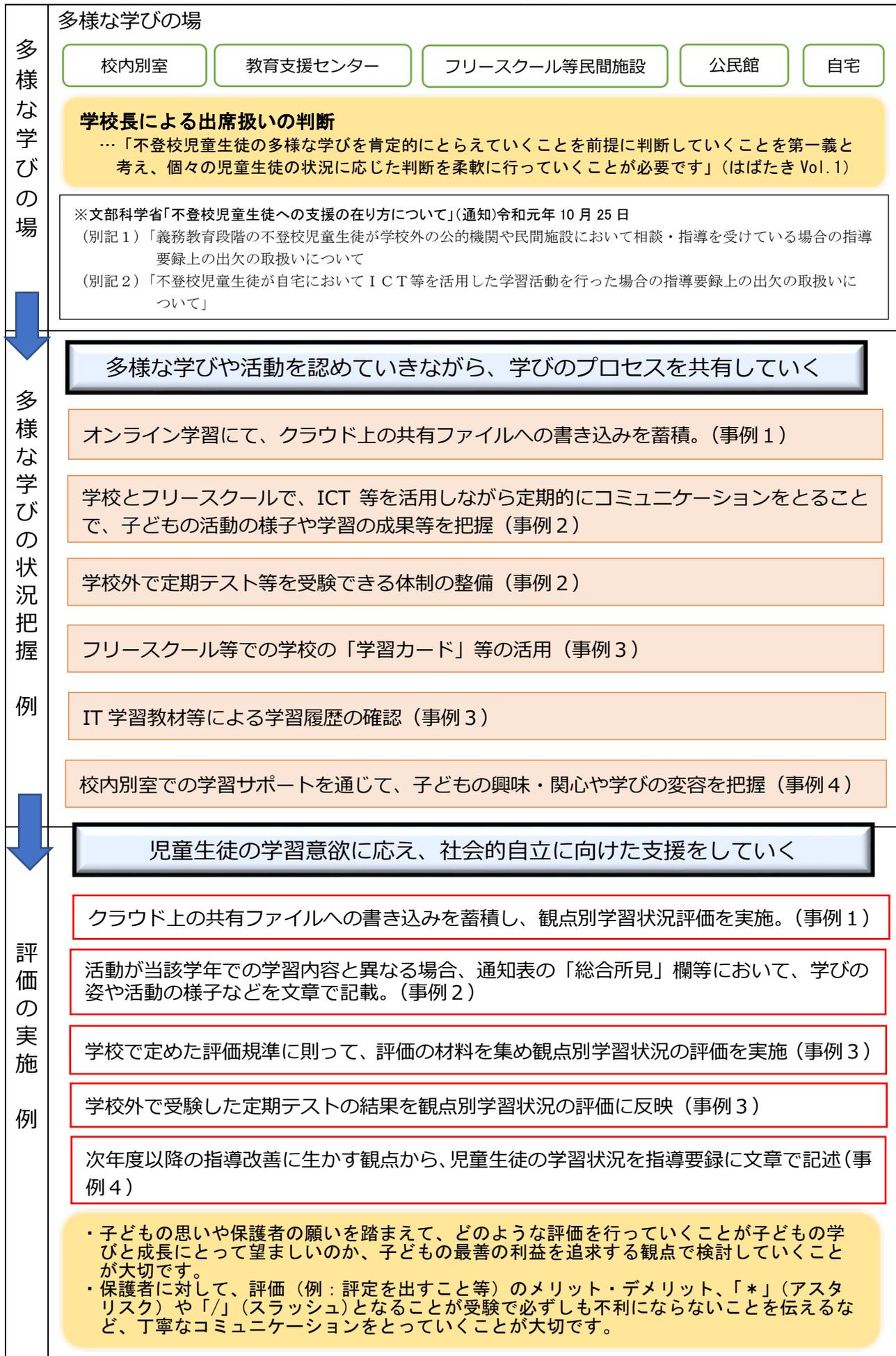
### 本事例のポイント

- 生徒の思いと学びに応じて、観点別学習状況の評価の材料を積極的に蓄積していく。
- 「個人内評価」として生徒一人一人の学びの姿を通知表や指導要録等に文章として記載して、生徒の成長に伴走していく。

### ☛ 「不登校児童生徒の学習評価」のポイント

- ・学校は不登校児童生徒が取り組んだ学習状況を適切に把握し、どのような評価ができるか検討を進めていく。
- ・観点別学習状況の評価や「評定」に馴染まない取組も、「個人内評価」を通じて見取っていける部分が多々あることを踏まえて、社会的自立に向けて、子どもの学びや成長を積極的に支援していく。

### (3) 不登校児童生徒等の学習評価のフローチャート(例)



## 参考 長野県立高校入試について

中学校卒業後の進路として、多くの生徒が高校進学を希望します。

「今まで学校に行っていなかったけれど、受験はどうなるのだろう…」このような不安をもつ子どももいると思いますが、多様な選択肢から、自分に合った高校を選ぶことができます。

以下、長野県立高校入試制度の概要について紹介します。

(令和5年度長野県立高等学校入学者選抜要綱から一部抜粋)

### 前期選抜

選抜の資料について



志望校の募集の観点を十分に確認することが大切です。

- ・最終在籍学校長から提出された調査書の内容
- ・志願者に対して実施する面接
- ・志願理由書又は自己PR文、作文又は小論文及び実技検査のうちから志望高等学校長が定めたもの

#### A 高校(全日制普通科)

「本校に学ぶ強い意志と明確な目的を持ち、かつコースの内容を理解し、意欲的に学習に取り組む意志がある者」

- ① 大学等への進学を視野に入れた進路を希望し、その進路実現のために学習に取り組む者
- ② 部活動や特別活動等において継続的に活動してきた実績があり、入学後も部活動や特別活動等に取り組む者  
(募集の観点より抜粋)

#### B 高校(定時制普通科)

「学ぶ姿勢や学ぼうとする意思があり、学習に意欲的に取り組めること」

- 「社会や学校のルールを遵守できること」
- ① 大集団での学習活動になじめず、不登校等の理由で中学校までの学習は必ずしも十分とはいえないという場合でも、高校で学習したいという自発的で強い意欲をもっていること
  - ② (省略)  
(募集の観点より抜粋)

### 後期選抜

入学者の選抜について

- ・選抜は、調査書、学習成績一覧表、学力検査の成績等を資料とする。
- ・調査書は、各教科の学習の記録のみにとらわれず、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録並びに総合所見及び指導上参考となる諸事項等を総合して選抜の資料とする。
- ・高等学校長は、必要がある場合は、調査書等の記載事項について、最終在籍学校長から、さらに詳細な報告を求められることができる。

### ◆その他(調査書に関わって)

- ・志願者が目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒である場合は、当該中学校所定の方法により評価するものとし、備考欄に説明を付けること



評定のつかない教科があることや、不登校であることのみで不合格となることはありません。評定のつかない理由について、必要に応じて高校から中学校等に確認を行います。また、評定のつかない教科がある受験生の成績は、相関図上(学力検査点数、評定をプロットしたもの)に他の受験生と同じように示すことはできないため、合否判定の際は慎重に別途審査をしています。

## 4 支援情報等

# 長野県ホームページ

### ○不登校児童生徒の学びのサポートガイド

#### 「はばたき」(Vol.1)

不登校児童生徒に向き合う大人（家庭、学校、地域、民間施設）が共通認識を持ちながら支援していくためのガイドとして作成したものです。

**URL** <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/habataki.pdf>

**QRコード**

### ○ フリースクール等民間施設の紹介

#### 「子ども・若者支援団体交流サイト となリング信州」

このサイトでは、支援を必要とされる皆さまが活用できるひとつの情報源として支援に取り組む団体や行政機関等の情報を掲載しています。

長野県内の各地で子ども・若者支援に取り組んでいる皆さまがつながり、必要な連携を図っていけるよう団体等の活動に関する情報を発信しています。

**URL**

**QRコード**

### ○高校入試情報

#### 「受検生・児童生徒・保護者の方へ」

このサイトでは、公立高等学校入学者選抜情報が掲載されています。

**URL** <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>

**QRコード**

その他の支援情報は、不登校児童生徒の学びのサポートガイド「はばたき」(Vol.1)に掲載しています。合わせて参考にしてください。



作成日：令和5年3月

連絡先：長野県教育委員会事務局心の支援課